

5 大 田 勤 議 員



- 1 降雨災害から住民の命と財産を守る運上屋川・ポン岩内川の護岸整備を
- 2 「原子力災害時における住民避難用バス要請・運行要領」では原発事故で大量の放射線放出の時はバスは迎えに来ない
- 3 新たな保育所の整備は地域住民の願いに沿うものに

## 1 降雨災害から住民の命と財産を守る運上屋川・ポン岩内川の護岸整備を

私は、日本共産党議員団を代表して町政に対する一般質問を行います。

まず最初に、降雨災害から住民の命と財産を守る運上屋川・ポン岩内川の護岸整備をについてお伺いします。

7月2日、共和町に設置されたアメダスによると岩内町に降った雨は午前11時から午後4時までの5時間で29.5ミリ。

この内、午後1時から2時の1時間で最大14ミリと記録され、この降雨により東山団地6号棟北側斜面が幅13メートル、高さ15メートルにわたって崩れた。

また、2日後の4日、午前0時から6時まで29.5ミリ。午後11時から5日、午前11時まで81.5ミリと4日から5日までの短時間に111ミリの雨が降ったことになる。町は、運上屋川河川流域住民など355世帯660人へ避難勧告を出し、35世帯49名が避難した。

岩内町によると、この降雨による河川への被害はメトツ川、運上屋川、メトチ川、御銚内川、ポン岩内川、権太川、西老古美川、野東2番川の8河川。道路は8路線に被害があったと報告し、被害状況を聞き取り対応し改善するとした。

今回の降雨による全町的な河川や道路被害要因をどのように分析してるのか。

河川管理や道路管理を適切に行うことが必要と思うが降雨量の推移から現状認識の所見をまず伺いたい。

岩内町水防計画、水防区域に権太川、メトチ川、西老古美川が指定され、岩内町は洪水、内水など水災を警戒、防御するため平常時における河川等の巡視を行うこととなっているが、平常時の巡視はどのように行われてきたのか。

指定されている3河川に対する対策はどのように行われてきたのか。

水防区域に指定されていないが住宅地を縫うように流れる運上屋川、ポン岩内

川は危険区域ではないと言う区分は何処でつけるのか。

水防計画では常時巡視として、水防管理者、消防機関の長は巡視員に水防区域を巡視させること。非常時は、居住地側の漏水、堤防内の浸透水、亀裂及び崩れ。

川側堤防斜面で水当たりの強い場所の亀裂、一部流出。

堤防上面の亀裂または沈下等々。

河川管理者に連絡し速やかに水防作業を実施するとしているが運上屋川、ポン岩内川は水防区域でないためこうした巡視などの対象にならないのか。

水防計画に入らない河川の常時巡視や非常巡視ではこうした点検や連絡は誰が受けるのか。

岩内町は昭和36年7月に集中豪雨被害が発生し、床上浸水645戸、道路決壊16カ所、堤防決壊26カ所、橋梁流失破損9カ所など、翌年37年8月の集中豪雨では、昨年に引き続き8月3日再び集中豪雨に襲われ甚大な被害を受け、床上浸水410戸、床下浸水1,176戸、水田冠水20、道路決壊4、橋流失1、堤防決壊7と記録された。昭和39年、4年間の災害復旧工事が終わり、運上屋川薄田橋から下流とポン岩内川の改良復旧工事が行われ運上屋川にかかる神社橋、柳橋、老松橋、薄田橋、創成橋の永久橋架け替えが行われている。

ポン岩内川の河川は集中豪雨被害を受けて昭和37年、38年、ポン岩内橋から下流運上屋川の合流点まで整備されているがどのような整備工事が行われたのか。

また、ポン岩内橋から上流、岩内川墓地通りまでで昭和51年、52年に行われた改修工事内容は。

運上屋川の河川も集中豪雨被害を受けて昭和37年、38年、老古美1号橋から下流、野束川合流点まで整備をされているがどのような整備工事が行われたのか。

また、平成5年以降、改修工事が行われているが改修工事内容は。

ポン岩内川、運上屋川の整備工事が行われた護岸の高さはどのようにして決めたのか。

護岸ブロックの積み方は、各河川とも同じ高さにして整備工事が行われているが、この護岸の計画高水位は何メートルで設定し何を根拠に決められたのか。

運上屋川護岸の計画高水位は何センチで設計されたのか。

護岸の計画高水位から余裕高は何センチで設計しているのか。

5日、12時間で集中的に降った雨量は81.5ミリ、宮園橋から上流、東宮園橋付近、老松橋から上流、柳橋までの水量は護岸ブロック1個30センチを残すのみで流域に住む住人は何度も水位の確認をしながら川を見ています。

高台のポン岩内川、運上屋川の合流地点から下流、神社橋、柳橋に向かって70センチの護岸のかさ上げがされているがこの工事はいつ、どのような経過から行われたのか。

護岸の上にコンクリートでかさ上げされた堤防は縦横に長くひび割れて傾き、劣化したコンクリがぼろぼろと崩れてきているが対策は考えられているのか。

護岸の劣化も激しく、積み上げたブロックは隙間だらけで護岸の体をなしていないと思うがこの対策は考えているのか。

護岸を支える地盤の陥没が運上屋川の各所で見られ砂袋や住民が土や石で隙間を埋めるなどの対応をしているが今後どのようにしていくのか。

毎年度、河川維持管理業務委託料の予算計上を行っているが委託先は維持管理業務でこうした状況も確認して管理しているのか。

運上屋川流域の東宮園橋付近の護岸決壊、東宮園2号橋付近・清住野東川合流付近の護岸背面吸い出しはなぜ起きるのか。

河川の護岸決壊、護岸背面吸い出しなど住民生活を脅かしかねない被害状況だがこうした河川への点検は的確に行われていたのか。

今回の降雨による護岸決壊、護岸背面吸い出しは浸食によるものか。

運上屋川河道内に堆積した土砂に草が繁茂し流下能力を低下させている。

水嵩の増えた河川で流下の阻害となる中洲、寄州の除去、伐開と合わせて浚渫で河道の確保が必要ではないのか。

運上屋川流域と平行する、高台こぼと橋から含翠園にかけての道路は岩内協会病院や地域交流センター方面からの雨水が路面を走り、畑や道路に流れ、河川側の民家に流れ込みます。

また、老松橋付近も川の水位が高いため側溝から川の水が逆流。運上屋川に雨水が流れるよう側溝や排水溝が切られているが機能していません。

こうした地域に対する対策は考えているのか。

両流域の護岸整備から56年が経過しています。

コンクリートブロック造り堤防、防波堤で構築物の耐用年数は30年、石造りの堤防、防波堤で50年です。護岸の全面的見直しが必要ではありませんか。所見を伺います。

砂利道について、ウィキペディアでは車両通過に加え、雨、融雪、凍結融解作用による劣化が大きいため適宜保守管理が必要である。特に、凹凸や小孔は車両の通過によって急激に劣化が進行するため早急の修繕が求められるとあります。

4日から5日までの短期間に111ミリの雨が降り、路盤の軟化にともない今回の降雨被害は西老古美1号線など町道9カ所で路面洗掘・法面崩落などの被害が発生した。

例年予算化している道路維持管理等業務では、委託業者がこうして砂利道の点検も行っているのか。

また、こうした道路の状況報告は受けているのか。

降雨による路面洗掘・法面崩落の原因を明らかにし対策はおこなってきたのか。

降雨の度に路面洗掘がおき、道路側の田畑に砂利が流れ込み被害を与えているが、こうした対策はどのように行われてきたのか。

道路構造から見ると路面の上を雨水が走るのではなく、横断勾配により道路脇の側溝に雨水が流れるよう設計していると思うが、今回の被害は設計施行の不備によるものか。

砂利道の場合、横断勾配や片勾配は付けなくともよいのか。

降雨時に路面が川になり砂利を側溝や田畑に流し込むのであれば、舗装路への切り替えに予算を組み住民の利便性を図ることが必要ではないのか。

所見を伺います。

野東川流域に居住する住民は野東川上流から流れてくる草木を見て、河道内に繁茂している樹木がダムの役目をし河川が氾濫し洪水になるのではと不安と共に避難時期を見つめています。

河道内樹木の繁茂や樹木繁茂による土砂の堆積は流下能力を低下させ洪水を引き起こす原因になることから伐開を実施する必要があるのではないのか。

流下の疎外となる中洲、寄州の除去など、町として後志振興局などへ河川管理の申し入れは行っているのか。

対策など話し合う機会はあるのか。

岩内町が昭和36年、37年と甚大な被害を受けた集中豪雨から運上屋川、ポン岩内川の護岸整備をして56年、コンクリートブロックの耐用年数30年を過ぎた河川の流域で住民は生活をしています。

何時洪水になるかと不安な住民の財産を守り、安心安全に応えるためには老朽化した護岸による護岸決壊、護岸背面吸い出しなど河川の氾濫や洪水を食い止めるための施策が必要です。

ポン岩内川、運上屋川の根本的な護岸整備に予算を計上し、早期に対応することが必要と考えますが所見を伺います。

**【答 弁】**

**町 長：**

降雨災害から住民の命と財産を守る運上屋川・ポン岩内川の護岸整備をについて、25項目のご質問であります。

1項めは、今回の全町的な河川・道路被害要因をどのように分析しているのか、降雨量の推移から現状認識の所見は、についてであります。

このたびの降雨による被害の要因としては、河川の水位が上昇し流速が上がったため、河床部の洗掘による護岸背後地の吸い出しにより護岸損壊等が発生し、また、道路については、大量の雨が急勾配の路面を流れて、砂利道の路面洗掘と法面崩落等に至ったものと考えられます。

2項めの水防区域における平常時の巡視と指定河川に対する対策はどのように行われてきたのかについてと、5項めの水防計画に入らない河川の常時巡視や非常巡視の点検や連絡は誰が受けるのかについては関連がありますので、あわせてお答えいたします。

水防計画上の町の巡視責任者は、河川管理担当所管となっておりますので、水防区域に関わらず、町が管理するすべての河川について目視点検を実施しているところであり、倒木等により流下阻害が懸念される場合は、その状況に応じて人力や建設機械により、随時撤去を行っております。

また、日頃より水防用土のうの補充及び管理を行い、非常事態に備えております。

異常を発見した場合の連絡や対応についても、町が管理するすべての河川について、実質的に水防計画と何ら変わるものではありません。

3項めは、水防区域に指定されていない運上屋川、ポン岩内川は危険区域ではないと言う区分は何処でつけるのかについてであります。

水防区域は、過去の災害や出水時に危険が予想され注意すべき区域をあらかじめ知らせるため指定しているものであり、現在、運上屋川・ポン岩内川については、水防区域には、指定されておりましたが、7月5日の経験を踏まえ、水防計画について、検討を進めてまいりたいと考えております。

4項めは、運上屋川・ポン岩内川は水防区域ではないため巡視などの対象にならないのかについてであります。

町は、水防計画において、岩内町区域における水防を十分に果たすべき責任を有していることから、運上屋川・ポン岩内川についても、巡視の対象としてきたところであります。

6項めのポン岩内川で行われた昭和37年、38年の整備工事と昭和51年、52年の整備工事の内容についてと、7項めの運上屋川で行われた昭和37年、38年の整備工事と平成5年以降の改修工事の内容については、関連がありますのであわせてお答えいたします。

昭和37年、38年に整備したポン岩内川と運上屋川の河川護岸は、自然石やコンクリートブロックによる空積工法で整備しており、昭和51年、52年に整備したポン岩内川の河川護岸はコンクリートブロックによる練積工法で整備しております。また、平成5年からの改修工事につきましては河川災害で被災した箇所について、より堅固な練積工法による改修と、護岸の洗掘対策として根継工を施す工事を実施しているところであります。

8項めのポン岩内川、運上屋川の護岸の高さはどのようにして決めたのか、護岸の計画高水位は何メートルで設定し、何を根拠に決められたのかについて

と、9項めの運上屋川護岸の計画高水位は何センチで設計されたのか、護岸の余裕高は何センチで設計しているのかについては、関連がありますのであわせてお答えいたします。

昭和37年、昭和38年に整備されたポン岩内川、運上屋川の計画及び設計内容については、当時の資料が現存しておらず詳細の内容は不明ですが、計画高水位は地盤高程度に設定するものであり、余裕高は、中小河川については0センチメートルから60センチメートルとなっております。

10項めは、ポン岩内川と運上屋川の合流地点から下流に向けて70センチの護岸嵩上げの工事はいつ、どのような経過から行われたのかについてであります。

かさ上げ工事の時期や経緯については、当時の資料が現存しておらず、詳細は不明であります。

11項めは、かさ上げされた堤防は崩れてきているが、対策は考えられているのか、ブロックは隙間だらけで、この対策は考えているのかについてであります。

左岸、右岸とも、改修までの暫定対応を検討しておりますが、第三者への被害を発生させないように、詳細を把握した上で適切な措置を行い、安全性を確保してまいります。

12項めの護岸を支える地盤の陥没について今後どのようにしていくのか、13項めの河川維持管理業務の委託先はこうした状況も確認して管理しているのか、14項めの護岸決壊、護岸背面吸い出しはなぜ起きるのか、16項めの中洲、寄洲の除去、伐開と合わせて浚渫で河道の確保が必要ではないのかについては関連がありますので、あわせてお答えいたします。

護岸背面の吸い出しと護岸決壊が発生する原因としては、コンクリートブロックの間隙から発生する場合と河床が洗掘され発生する場合があります、その状態が悪化し空積コンクリートブロック部が水圧に耐えられず、護岸決壊となったものと考えられます。そのため、ブロック間隙の吸い出しについては、吸い出し防止シートを設置し背後地を埋め戻しし、また河床の洗掘につきまちは、洗掘を防止するため根固め工を施し、背後地を埋め戻す工事が必要であると考えておりますが、護岸の根入れ深さや河積等も考慮しながら、適切な対策を検討してまいります。

また、流下阻害や河床の洗掘、護岸に対し水あたりが強くなる要因として、中洲、寄洲の存在がありますので、河川維持管理業務においては、それらの撤去及び河床均しを行っており、業務箇所の選定段階から河川内の状況を確認し、計画的に河道確保に努めております。また、今回の大雨により堆積された土砂等についても、災害復旧工事の中で順次撤去していきます。

15項めは、河川への点検は的確に行われていたのか、今回の護岸決壊、護岸背面吸い出しは浸食によるものかについてであります。

平常時の巡視は先にご答弁申し上げたとおりであり、また、今回の降雨による護岸決壊、護岸背面吸い出しについては、河床の洗掘が主な要因と考えております。

17項めは、高台こぼと橋から含翠園にかけての道路は雨水が路面を走り河川側の民家に流れ込みます、また老松橋付近も川の水位が高いため側溝から川の水が逆流するが、こうした地域に対する対策は考えているのかについてであります。

含翠園裏の低地部の北側に平行して町道薄田通りがあり、現状でもグレーチング蓋等の横断側溝が設置され、低地部に流れ込む雨水を遮断しているところではありますが、現在、街路事業により整備を進めておりますので、改良された道路では、さらに排水機能が効果的に発揮されると考えております。

しかしながら、当該地域は河川の高水位より低くなっていることから、低地部における排水の放流先として隣接する河川に自然流下させることは、物理的に困難な状態となっております。

そのため、これらの課題解消のため、公共下水道の雨水事業について、今後検討してまいります。

18項めの護岸の全面的見直しが必要ではありませんかについてと、25項めの根本的な護岸整備に予算計上し早期に対応することが必要と考えますが所見を伺いますについては、関連がありますのであわせてお答えいたします。

町では、平成24年度に頻発する集中豪雨に対して、生命及び個人財産の保護、都市機能の確保の観点から、緊急かつ効率的に浸水被害の最小化を図ることを目的に岩内町排水計画を策定しております。

この計画において浸水箇所の把握や既存雨水排水施設及び河川の流下能力の評価を行っており、総体的には排水施設の流下能力は確保されていると認識しておりますが、合流部等で一部流水障害が発生しているものと考えております。

一方、河川については、全体に曲線部が多いため局所洗掘や跳水などが考えられ、50年経過している護岸もあることから今後、老朽化対策の手法等を検討してまいりたいと考えております。

19項めは、砂利道の点検は行っているのか、また、状況報告は受けているのかについてであります。維持管理業務委託先から、道路パトロール等の実施および状況報告を受けております。

20項めの路面洗掘・法面崩落の原因を明らかにし、対策は行ってきたのか、21項めの道路側の田畑に砂利が流れ込み被害を与えているがこうした対策はどのように行われてきたのか、22項めの今回の被害は設計施工の不備によるものか、片勾配は付けなくともよいのか、23項めの砂利道の舗装路への切り替えに予算を組み、住民の利便性を図ることが必要ではないのかについては、関連がありますのであわせてお答えいたします。

砂利道については、施工時に勾配等を付けておりますが、経年で変化することが考えられ、これまでも碎石の補充や敷き均し、表面水処理などを実施してきておりますが、概ね3年程度で効果が薄れ整備を繰り返している状況にあります。

また、砂利等が沿線隣接地に流出した場合も、即時除去するなどの対応をしております。

さらに、砂利道を舗装した場合についても維持管理が不要ということにはならず、市街地などに比べ交通量が少ない砂利道をすべて舗装化することは、現実的ではないと判断しており、洗掘等の被害が著しい路線でかつ区間を限定した中で、必要に応じて対策を検討してまいります。

24項めは、河道内樹木の伐開を実施する必要があるのではないのか、町として後志総合振興局などへ河川管理の申し入れを行っているのか、話し合う機会はあるのかについてであります。

野東川の河道内樹木の伐開や中州及び寄州の除去につきましては、北海道で計画的に実施していると伺っておりますが、水防災意識社会の再構築を目的に

設置された後志総合振興局河川減災対策協議会などの場で協議できるものと考えております。

## < 再質問 >

ポン岩内川・運上屋川の護岸は、自然石やコンクリートブロックによる空積工法で整備しているとしました。また、余裕高は0から60センチとしました。運上屋川の余裕高の残りは30センチです。護岸の損壊や護岸背後地の吸い出しは、護岸の劣化が進み、護岸としての役割を保てなくなっていることになるのではないのか。対応年数を過ぎたコンクリートブロックでは、護岸の決壊に結びつくのではないのか。また、残り余裕高30センチは、あとどのくらいの降雨で溢水すると考えて対応しているのか。

**【答 弁】**

**町 長：**

ポン岩内川・運上屋川護岸整備について、2項目のご質問であります。

1項めは、護岸の損壊や護岸の背後地の吸い出しは、護岸の劣化が進み、護岸としての役割を保てなくなっているということになるのではないかと、耐用年数を過ぎたコンクリートブロックは、護岸の決壊に結びつくのではないかとについてであります。

町では、平成24年度に頻発する集中豪雨に対して、生命及び個人財産の保護、都市機能の確保の観点から、緊急かつ効率的に浸水被害の最小化を図ることを目的に、岩内町排水計画を策定しております。

この計画において、浸水箇所の把握や既存雨水排水施設及び河川の流下能力の評価を行い、総体的には排水施設の流下能力は確保されていると認識しており、50年経過している護岸もあることから、今後、老朽化対策の手法等を検討してまいりたいと考えております。

2項めは、残り余裕高30センチメートルほどのくらいの降雨で溢水すると考えて対応しているのかについてであります。

条件として、これまでと同じ降雨時間、降雨強度であれば、約1時間という想定をしておりますが、実際にはそれぞれ場所や降雨量により異なるため、一概には言えないものであります。

## < 再々質問 >

余裕高30センチは約1時間と想定しているが、実際には、それぞれの場所や降雨量で異なるとしました。過去5年間の気象状況で、降雨量は、平成26年8月降雨量221.5ミリ、27年、28年は年2回100ミリ超えの月があり、29年、30年は1年間に100ミリを越す月が3ヶ月、200ミリを越す月が1度ずつ含まれ、今年も例年降雨の月、9月、10月を残しています。護岸の決壊や、護岸背面の吸い出しによる洪水に対する最大の警戒を行う必要があります。50年を経過している護岸もあることから、今後、老朽化対策の手法等の検討を怠るとしてまいりました。対応年数を過ぎた護岸から住民を守るため、整備計画等を立て、住民の安全、安心を守るよう早急に対応するよう指摘しておきます。

※降雨災害から住民の命と財産を守る運上屋川・ポン岩内川の護岸整備をの再々質問については、指摘であるため、町長答弁はしておりません。

## 2 「原子力災害時における住民避難用バス要請・運行要領」では 原発事故で大量の放射線放出の時はバスは迎えに来ない

泊発電所周辺地域原子力防災計画の避難等の目的及び基本的考え方では、いままで、地震・津波など自然災害との複合災害時において自然災害による差し迫った危険がある場合には住民の生命の安全確保を優先して対応するものとしていたのが、地震・津波・暴風雪時など自然災害との複合災害が発生した場合において自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合などには、自然災害に対する避難作業を原子力災害に対する避難行動よりも優先させるものとして改正した。

また、町長の権限として、国からの屋内退避の指示が出されていても、独自の判断で自然災害に対する避難指示を行えるを付け加えることで住民が一刻も早く避難先へ移動できることになった。

しかし、町民は新聞報道が明らかにした、バス避難6社無理の報道に、原発稼働に賛成・反対を問わず憤りをあらわにしている。

原子力災害時における住民避難用バス要請・運行要領が、一般社団法人北海道バス協会会長と北海道知事によって平成27年10月5日に施行されている。

町は、この運行要領を基に避難計画を作成していますが、北海道からはどのように説明されていたのか。

道は原子力災害時関係町村からの要請に基づきバス協会に要請し、バス協会はバス事業者に要請、バス事業者は要請を受けて運行とある。

要請とは、こうして欲しいと、強く願い求めることであって強制力は無い。

町はバスを道が責任を持って回すと説明を受けているのか。

報道記事は、北海道新聞社としてバス会社6社、中央バス、JR北海道バス、じょうてつバス、札幌第一観光バス、札幌観光バス、道南バスに対し取材。各社はバス要請に対して2社ができない、4社が難しいと答えている。

町はこうした避難計画の要になるバス輸送でバス事業者が、できない、困難としたことに対して、有事の際にはこのとおり実行できると考えていると答弁しているが、その根拠はどこから出てくるのか。

バス事業者で、できないと答えた1社は、運転手の被ばくを防ぐ用意が無かった。安全を確保できないところにバスを派遣できない、いま要請があってもできないとした。

運行要領には原子力災害に備えた事前準備でバス協会・バス事業者の関係職員が放射線及び放射線防護に関する知識を習得できるように研修を実施とある。

報道ではこれまで3回、各社の運行管理担当など一部社員に限られ、運転手を含む一般社員への説明は1社のみとしている。

避難時にバスは来ると確信している町民は、こうした運行要領に沿った研修などが一部でしか行われていなかったことに対してどのように考えていると思うのか。

また、町としては、どのように考えているのか。

道はバス事業者の運転手や一般社員向けに放射線などに関する説明会をこれから行う意向と報道されているが、原子力防災訓練ではPAZ時、泊・共和で約2,800人。

バス延べ63台、岩内町含む30キロ圏では11町村で延べ1,800台以上

のバスが必要になると推計されています。

町はバスが来ないという報道に対して、取材ソースが明らかでないとのニュアンスで、バス事業者への確認や道への確認を行わないとしたが、8月7日の道議会総務委員会で、内容の見直しを検討する、8月28日、道とバス協会で行う要領に関する検討会を行い、不安があるの声を受けて各社説明会を行うと報道されている。

避難のためのバスが来ないと報道された7月29日以降、報道の訂正やバス協会、バス事業者からの訂正を求める報道は1度も見当たらず、報道が正確だったことが裏付けられた。

町には抗議の声が寄せられているのか。

バスによる円滑な住民避難が前提で避難計画をたて、避難訓練に取り組んでいる各町村は前提が崩れ、これは道による背信行為です。

原発賛成反対にかかわらず、町として住民の立場に立って道に強く抗議すべきと考えるのがいかがですか。

原子力防災計画で避難する岩宇4町村が1番身近に感じ、業務を行っているのが中央バスです。

中央バスの所有するバス総台数は何台か、稼働している路線バスを除いて待機しているバスの台数は何台あるのか。

また、災害時、避難のときに路線バスの運行をやめて避難住民にバスを4町村に回すことができるのか。路線バスの通常運行は、このとき実施されるのか。

避難要請があったとき、できない、難しいと答えていると思うが、有事の際にはこのとおり実行できると考えているという町としては現状を知るためにバス事業者に問い合わせ確認すべきではないのか。

運行要領では、バス運転手は線量計や防護服の装備で放射線対策を行った上で、放射線量が年1ミリシーベルト以内になるよう適切に管理する。OIL1の時は、重点区域境界付近で区域の外側を運行するので放射線防護対策は要しないとしているがバス事業者や運転手の不安は払拭できない。結果的に、運転手は要請に応えることができずバスは来ないということになるのではないのか。

30キロ圏で、1時間に500マイクロシーベルト。14箇所の避難所を回り、住民をバスに乗せて避難することになるが、年1ミリシーベルトを超える放射線量が放出される事故の時は、運行要領に基づいてバスは助けに來れないという、原子力災害時における住民避難用バス要請・運行要領ではないのか。

原発事故の避難計画の根幹をなすバス避難の根拠がくずれ、住民の安全安心を守れない原発の再稼働は論外と考えますがいかがですか。

不安がある、困難、無理というバス事業者の困惑を見て道が、運転手の不安を解消するためにやっと説明会を開きます。原子力防災訓練では、バスは皆さんを迎えに來ますとうそぶきながら。

町が何度も繰り返し答えていた、有事の際にはこのとおり実行できると考えているは、まったく根拠のない無責任な希望的観測でしかありません。

有事の際にはこのとおり実行できると考えているは、賛成・反対を問わず住民避難を進める安心安全を最優先にと言っている町の避難訓練への姿勢が問われるものです。

また、道に対してはしっかりと経過説明をさせ、住民の信頼を損なうような事態に厳重に抗議すべきではないのか。

町長の所見を求めます。

**【答 弁】**

**町 長：**

原子力災害時における住民避難用バス要請・運行要領では原発事故で大量の放射線放出の時はバスは迎えに来ないについて、10項目のご質問であります。

1項めは、北海道からはどのように説明されていたのかについてであります。

北海道と北海道バス協会は、住民避難用バス確保の円滑な運用に向け、平成27年10月に連名で、原子力災害時における住民避難用バス要請・運行要領を作成し、この要領に基づき取り組みを推進すると、北海道から伺っております。

2項めは、町はバスを道が責任を持って回すと説明を受けているのかについてであります。

原子力災害時においては、この運行要領により、必要な運行台数を確保すると、北海道から伺っております。

3項めは、町は有事の際にはこのとおり実行できると考えていると答弁しているが、その根拠はどこから出てくるのかについてであります。

この運行要領は、北海道バス協会の定例理事会の議を経て承認されたものであり、この運行要領に基づき、バス事業者と調整を行うことに変わりがないことを北海道バス協会と確認している旨、北海道より伺っていることから、実行できるものと考えております。

4項めは、町民は、こうした運行要領に沿った研修などが一部でしか行われていなかったことに対してどのように考えていると思うか、また、町としては、どのように考えているのかについてであります。

個々の報道に対する町民の考えについて、町が推測する必要はないと考えており、また、町としても特に申し上げることはありません。

5項めは、町には抗議の声が寄せられているのかについてであります。町に抗議の声は寄せられておりません。

6項めは、町として住民の立場に立って道に強く抗議すべきと考えるがいかがかについてであります。

町としては、北海道の責務において、北海道と北海道バス協会が連携した中で、運行要領の枠組みに沿った対応がなされるものと認識しております。

7項めは、中央バスの所有するバス総台数は何台で、稼働している路線バスを除いて待機しているバスの台数は何台あるのか、また、災害時避難のときに路線バスの運行をやめて住民避難にバスを4町村に回すことができるのか、路線バスの通常運行はこのとき実施されるのか、町としては現状を知るためにバス事業者にお問い合わせ確認すべきではないのかについてであります。

北海道中央バス株式会社の所有するバスの台数については、平成30年3月末現在で1,164台で、内訳としては、乗合バス1,132台、貸切バス32台と北海道から伺っております。

また、待機しているバスという概念はありませんが、原子力災害時には、交通規制なども行われるため、路線バスの通常運行は基本的に実施されず、路線バスを住民避難用に回すことは可能であると伺っております。

8項めは、結果的に運転手は要請に応えることができずバスは来ないということになるのではないのかについてであります。

この運行要領は、バス運転手の安全確保を大前提とし、バス運転手の被ばく線量限度や防護措置、被ばく管理などについて盛り込まれており、原子力災害

時は住民避難用バスが派遣されるものと認識しております。

9項めは、事故の時は運行要領に基づいてバスは助けに來られないという原子力災害時における住民避難用バス要請・運行要領ではないのか、バス避難の根拠がくずれ、住民の安全安心を守れない原発の再稼働は論外と考えますがいかがですかについてであります。

運行要領では、O I L 1の場合は、バス事業者は避難退域時検査場所付近に設けられる中継ポイントから先の輸送にあたることとされておりますので、中継ポイントから内側のバス集合場所までの輸送については、自衛隊などの実働機関により行われることとなります。

また、泊発電所の再稼働については、原子力規制委員会における厳正な審査を踏まえ、さらなる安全性の向上に努めながら、我が国におけるエネルギー政策上の位置づけなども踏まえ、国及び電力事業者において判断すべきものと考えております。

10項めは、道に対してはしっかりと経過説明をさせ、住民の信頼を損なうような事態に厳重に抗議すべきではないのかについてであります。

国・北海道・町が各計画に基づいてそれぞれ果たすべき役割を確実に遂行していくことが、住民の信頼を得るものと考えており、北海道の責務として、北海道と北海道バス協会が連携した中で、運行要領の枠組みに沿った対応がなされるものと認識しております。

## < 再 質 問 >

1、町長は、バスが町民の避難のために実行できる根拠として、バス協会とバス事業者が調整をする、中央バスが路線バスを避難用に回すことは可能であると伺っているとしていますが、なぜ住民の命に関わる問題を町として確認しようとししないのか。

2、災害時バスが派遣されるものと認識していたが、現状では、事業者がこの要領に沿って困難としているのに、なぜ派遣されると認識できるのか。再度、説明を求めます。

3、O I L 1で、中継ポイントの先、外側を輸送するので安全としたが、風の向きによってプルームが流れ、どんどんバスは中継ポイントから離れ、結局、住民はバスに乗れず避難できないことになるのではないのか。また、事業者用のバスも中継ポイントに近づけないのではないのか。

4、運行要領に基づいて事業者が対応するなら、1ミリシーベルト以上の大きな放射線量のときは、バスを出せないということになるのではないのか。それでもバスは向かって来るのか。

**【答 弁】**

**町 長：**

原子力災害時における住民避難用バス要請・運行要領では原発事故で大量の放射線放出の時はバスは迎えに来ないについて、4項目のご質問であります。

1項めは、住民の命にかかわる問題を町として確認をしようとししないのかについてであります。

町としては、北海道と北海道バス協会が連携した中で、運行要領の枠組みに沿った対応がなされることを北海道に確認しております。

2項めは、事業者がこの要領にそって困難としているのになぜ派遣されると認識できるのかについてであります。

この運行要領は、北海道バス協会の定例理事会の議を経て承認されたものであり、この運行要領に基づき、バス事業者と調整を行うことに変わりがない旨、北海道より伺っていることから、実行できるものと考えております。

3項めは、風の向きによってプルームが流れ、どんどんバスは中継ポイントから離れ、結局、住民はバスに乗れず避難できないことになるのではないかと、また、事業者用のバスも中継ポイントに近づけないのではないかとについてであります。

O I L 1以上の放射線量が検出される区域については、自衛隊などの実働機関により住民の輸送が行われることとなり、また、バス中継ポイントについては、風向きなどの条件を考慮したうえで、設置することとしており、風向きの変化により中継ポイントも移動していくこととしておりますので、バスによる住民避難が可能と考えております。

4項めは、1ミリシーベルト以上の大きな放射線量の時にバスを出せないということではないのか、それでもバスは向かって来るのかについてであります。

O I L 1以上の放射線量が検出される区域については、住民避難バスは、その外側の区域の輸送にあたることとしており、O I L 1以上の区域については、自衛隊などの実働機関により住民の輸送が行われることとなります。

## < 再々質問 >

〇 I L以上の放射線量が検出される区域は、避難バスはその外側の区域の輸送にあたる。〇 I L以上の区域については、自衛隊の実働機関により、住民の輸送が行われるとしました。原発事故など複合災害で、大量の放射能が放出されると〇 I L以上の区域は自衛隊の輸送となりますが、結局連携ができず、たちごっことなり、住民はバスでの避難にはならないのではないのか。

現実的な最大の避難計画は再稼働させないことではないのか。

**【答 弁】**

**町 長：**

原子力災害時における住民避難用バス要請・運行要領では原発事故で大量の放射線放出の時はバスは迎えに来ないについて、2項目のご質問であります。

1項めは、自衛隊と連携できず、住民はバスでの避難にはならないのではないかについてであります。

原子力災害時は、住民避難用バス要請・運行要領に基づき自衛隊とバス事業者の連携により、住民避難が行われることとなります。

2項めは、最大の避難は再稼働させないことではないのかについてであります。

泊原子力発電所の再稼働につきましては、原子力規制委員会における厳正な審査を踏まえ、さらなる安全性の向上に努めながら、我が国におけるエネルギー政策上の位置づけなども踏まえ、国及び電力事業者において判断すべきものと考えております。

### 3 新たな保育所の整備は地域住民の願いに沿うものに

先の社会文教委員会の報告によると、東山保育所と中央保育所の老朽化が著しく、年少児童数の減少と今後の人口推計から、西保育所を残し、東山保育所と中央保育所の用途を廃止して新たな保育所を1つ建設して、保育所を2ヶ所にすることを適正と判断したとしています。

1、保育所は地域に密着した施設なので、町営住宅で行っている長寿命化を基本にするべきではありませんか。

2、現時点で、保育所への入所児童数が定員数の約41%で、今後の人口推計でも年少児童数の増加が見込めないことなどで、町の適正数を2ヶ所としていますが、適正数とはどのようなことを根拠にしている数値ですか。

3、学校教育においても、保護者と教師の願いは、目配りや心配りのできる少人数学級です。まして、人格形成の乳幼児期の子どもへは、施設の広さと保育士の人数が国で定められてはいますが、保護者と保育士の声に耳を傾け、それを実施する方向で進むべきではありませんか。

4、岩内町のこの計画は、総務省の公共施設等総合管理計画策定の要請に基づくものですか。また、国は、数値目標の設定を求めています。町は数値目標を設定しますか。

5、2019年10月の消費税率10%へ引き上げが実施されることで、3歳児以上の保育料が無料になります。予算的には政府が保証するのは政府が定める上限額なので、町がしている減免は不要になり、この無償化で大きな財源が生まれることとなります。どの程度の財源が生じますか。

6、この無償化で生じた財源は、0歳～2歳児の保育料の減免の拡充や保育環境の改善や臨時保育士の処遇改善など引き続き子育ての分野で使うべきではありませんか。町は、どのような計画がありますか。

7、東山保育所と中央保育所は、共に災害時の指定避難所でもあり、泊原子力発電所の事故では緊急時の集合場所でもあります。調理場も備えています。

地域住民にとっては大事な拠点となる施設ではありませんか。

8、ポストの数ほど保育所をとスローガンに掲げた美濃部都政。いまはその逆で、岩内町も統廃合を進めていますが、保育所や学校が消えると、その地域から子育て世代も消え、人口減少に拍車をかけることになるのではありませんか。

**【答 弁】**

**町 長：**

新たな保育所の整備は地域住民の願いに沿うものに、について8項目のご質問であります。

1項めは、保育所は地域に密着した施設なので、町営住宅で行っている長寿命化を基本にするべきではありませんかについてであります。

町営住宅でおこなっている長寿命化については、あくまで耐用年数内において、対象となる建物の老朽化度合い等により、屋上防水などの改修を実施するための計画であります。

よって、施設の耐用年数を経過している、この度の保育所の整備とは、考え方が異なるものであります。

2項めは、町の適正数を2ヶ所としていますが、適正数とはどのようなことを根拠にしている数値ですかについてであります。

保育所の適正数については、法的な根拠はありませんが、一般的には、年少児童数の推移や、入所児童数の現状、今後の人口推計に加え、町内の学校の配置、地理的要件などを考慮する中で、これらの状況を踏まえ、2つの保育所の配置が適正であると判断したものであります。

3項めは、施設の広さと保育士の人数が国で定められてはいますが、保護者と保育士の声に耳を傾け、それを実施する方向で進むべきではありませんかについてであります。

保育所の設備及び運営につきましては、子ども・子育て支援法の規定に基づき、町で設定しております基準を定めた条例の規定を遵守することはもとより、今後、岩内町子ども・子育て会議での協議や、保護者説明会、町民の意見募集、さらには現場保育士の意見聴取なども実施したうえで、施設規模や入所定員数などを盛り込んだ、保育所整備計画案を策定することとしております。

4項めは、この計画は、総務省の公共施設等総合管理計画策定の要請に基づくものですか、また、国は、数値目標、削減目標の設定を求めています、町は数値目標を設定しますかについてであります。

新たな保育所整備についての検討につきましては、公共施設等総合管理計画の策定以前の平成19年度には、所管委員会への検討内容の報告、その後も、継続して庁舎内で検討を進め、平成28年度からの岩内町過疎地域自立促進市町村計画にも保育所整備事業として掲載されております。

よって、総務省の要請に基づくものではないことから、現在進めております作業の中で、数値目標を設定する予定はありません。

5項めの2019年10月の消費税率10%へ引き上げが実施されることで、3歳以上児の保育料が無料になります、予算的には政府が保証するのは政府が定める上限額なので、町がしている減免は不要になり、この無償化で大きな財源が生まれることとなります、どの程度の財源が生じますかについてと、6項めのこの無償化で生じた財源は、0歳～2歳児の保育料の減免の拡充や保育環境の改善や臨時保育士の処遇改善など、引き続き子育ての分野で使うべきではありませんか、町は、どのような計画がありますかについては、関連がありますので、あわせてお答えいたします。

平成31年10月から国が予定している、幼児教育・保育の無償化に伴う財源については、国と地方の負担割合など、具体的な制度設計が示されていないことから、新たな財源が生じるかどうかについても把握できる状況にありませ

ん。

こうした不透明な状況下にあっては、ご質問にあります、財源的な計画を策定できる状況にはありません。

7項めは、東山保育所と中央保育所は、共に災害時の指定避難場所であり、泊原子力発電所の事故では緊急時の集合場所でもあります。調理場も備えています。地域住民にとっては大事な拠点となる施設ではありませんかについてであります。

東山保育所と中央保育所は、地震・津波、風水害などの自然災害の場合、災害の種類や規模などを考慮した中で開設する指定避難所であり、原子力災害の場合、事故の進展状況により開設する集合場所でもありますので、防災上、重要な施設であると認識しております。

なお、今後、新たに整備される保育所におきましても、その機能、役割については、担われていくものと考えております。

8項めは、保育所や学校が消えると、その地域から子育て世帯も消え、人口減少に拍車をかけることになるのではありませんかについてであります。

新たな保育所は、町の子育て支援を担う基幹的な保育所として、保護者の求める多様なニーズにきめ細かく応えていくために、保健センターや地域子育て支援センター、町内幼稚園などとの連携した取り組みについても検討することとしております。

よって、今回の新たな保育所の整備は、単なる統廃合ではなく、本町の子育て環境を充実・支援するもので、出生数の減少を抑制する一助ともなる施策であると考えております。

## ＜ 再 質 問 ＞

保育所整備計画を本年度内に策定するとしていますが、平成30年度の町政執行方針にはありませんでしたが、どうしてですか。

また、残り6ヶ月、その中で岩内町子ども・子育て会議での協議や、保護者説明会、町民の意見募集や現場保育士の意見聴取などとしていますが、今後のスケジュールは。

災害時の指定避難所と原子力防災での集合場所を担っていた東山保育所と中央保育所ですが、新たに整備される1ヶ所の保育所では、その機能、役割をどのように担保しますか。

今回の新たな保育所の整備は、子育て環境を充実、支援するもので、出生数の減少の抑制になるとしているが、具体的にはどのようなことを考えていますか。

**【答 弁】**

**町 長：**

新たな保育所の整備は地域住民の願いに沿うものに、について、3項目のご質問ではありますが、1項めの再質問につきましては、当初の通告書の項目にならぬご質問でありますので、2項めと3項めについて、お答えいたします。

2項めは、災害時の指定避難所と原子力災害での集合場所を担っていた東山保育所と中央保育所ですが、新たに整備される1か所の保育所では、その機能・役割をどのように担保しますか、についてであります。

今後、新たに整備される保育所におきましても、指定避難所及び集合場所のその機能、役割については、当然担われていくものと考えておりますが、新たな保育所の建設場所については、現時点においては未定であることから、今後決定される建設場所、施設の規模等を考慮し、他の指定避難所及び集合場所との調整を図りながら、全体の防災計画の中で検討してまいります。

3項めは、今回の新たな保育所の整備は、子育て環境を充実・支援するもので、出生数の減少の抑制になるとしているが、具体的には、どのようなことを考えていますかについてであります。

この度の保育所の整備につきましては、あくまで、町の子育て支援を担う基幹的な保育所として、保護者の求める、平日や土曜日における保育時間延長などの多様なニーズにきめ細かく応えていくため、今後、岩内町子ども・子育て会議での協議や、保護者説明会、町民の意見募集を実施する中で、多くの意見や要望をお聞きするものであります。

## ＜ 再々質問 ＞

新たな保育所の整備にあたっては、町の計画は計画として押し付けることなく、地域住民や保護者の意見の交換と位置づけ、多様な声を集め、豊かな子育てができ、願わくば経済的にも大変になる子育て世代の希望となり、人口減少の歯止めになれるように取り組むよう指摘しておきます。

※新たな保育所の整備は地域住民の願いに沿うもののにの再々質問については、指摘であるため、町長答弁はしておりません。